

目的

土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置
及び
その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等



土壌汚染対策の
実施を図る

第一章 総則

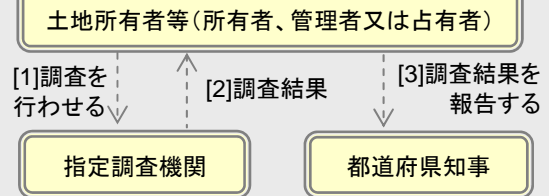
【目的と定義】

- ・目的(第一条)
- ・特定有害物質、土壌汚染状況調査の定義(第二条)

第二章 土壌汚染状況調査

【調査】

調査を行う場合
・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第三条)
・一定規模(3,000m²)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第四条)
・土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第五条)



(第三条第1項、第五条第1項)

第三章 区域の指定等

【区域の指定等】

・自主調査の結果、土壌汚染が判明した場合(※)

土地所有者等

区域の指定を申請することができる(第十四条第1項)

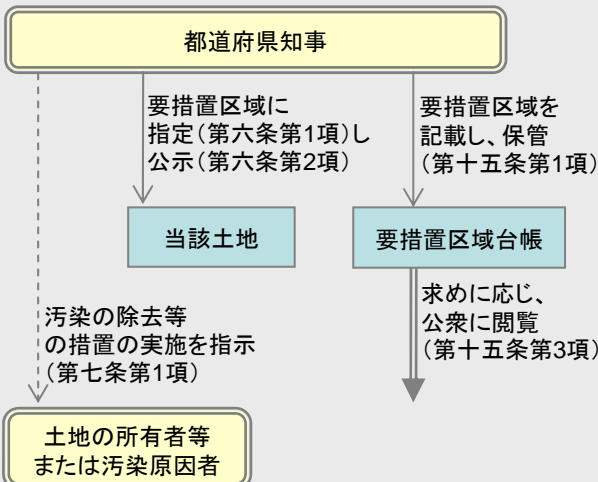
都道府県知事

※法規定の適用を受けない土地を自主的に調査した結果、その汚染状況が環境省令で定める基準に適合しない場合でも、下記②の形質変更時要届出区域の指定を申請することができる。

・法に基づく土壌汚染状況調査の結果、土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合 → ① 又は ② へ

①要措置区域

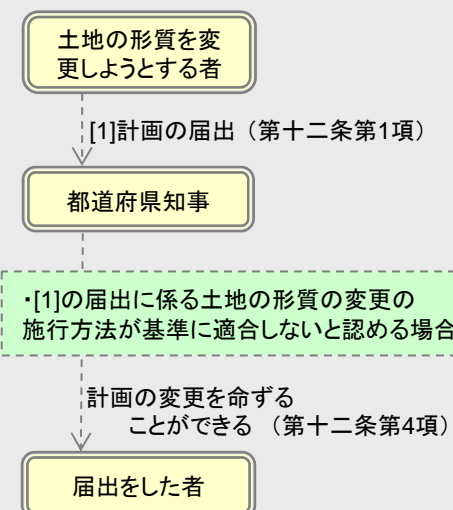
土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域(第六条)



・要措置区域内での土地の形質変更の原則禁止(第九条)

②形質変更時要届出区域

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む)(第十一条)



【要措置区域の解除】

・汚染の除去が行われた場合

指定を解除(第六条第4項)

第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制

【汚染土壌の搬出等に関する規制】

・「要措置区域」、「形質変更時要届出区域」内の
土壌の搬出の規制
(事前届出、計画の変更命令、
運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令)
(第十六条第1項)

・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務(第二十条)
・汚染土壌の処理業の許可制度(第十八条)

第五章 指定調査機関

第二十九条～第四十三条

第六章 指定支援法人

第四十四条～第五十三条

第七章 雑則

第五十四条～第六十四条

第八章 罰則

第六十五条～第六十九条

注) 第二章 土壌汚染状況調査 において、「一定規模」の後に付された「3,000m²」は、土壌汚染対策法中には記載が無いが、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令により、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)に新しく加える第22条(土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)において定められているものである。